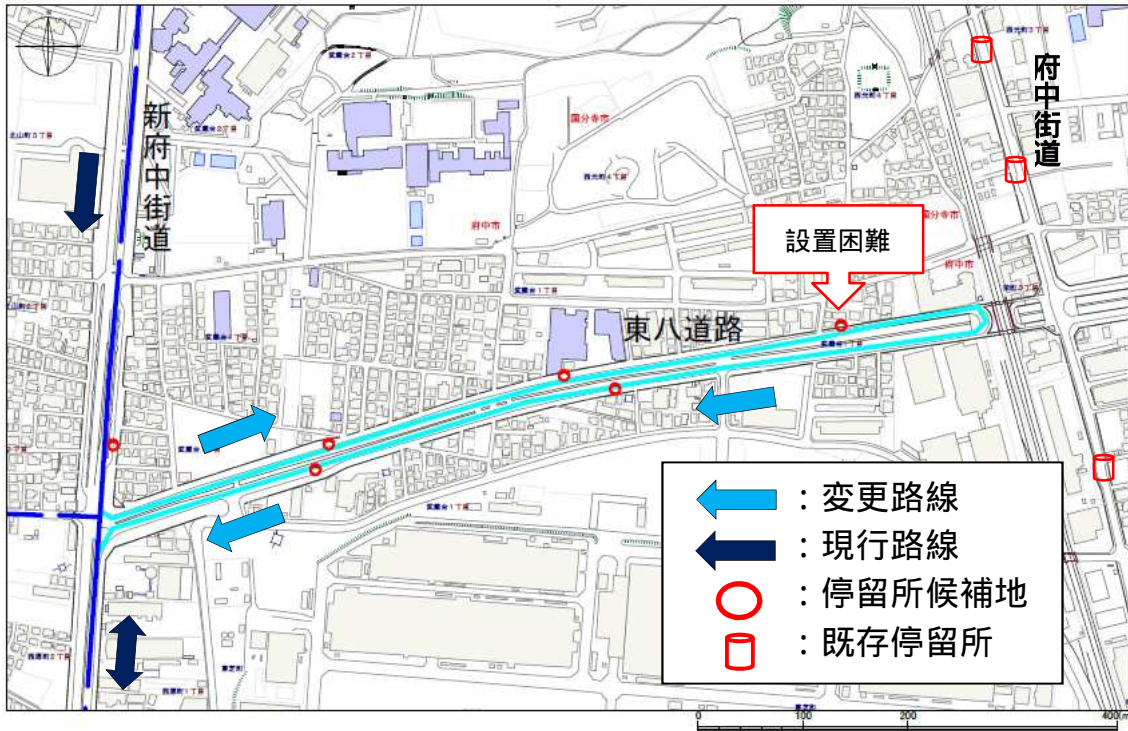


## 路線変更案の修正について

### 1 北山町循環



#### (1) 状況

ア 上図の「設置困難」停留所周辺は車両の出入口等が多く、警視庁の指導を満たす効果的な設置位置がない。

#### (2) 対応

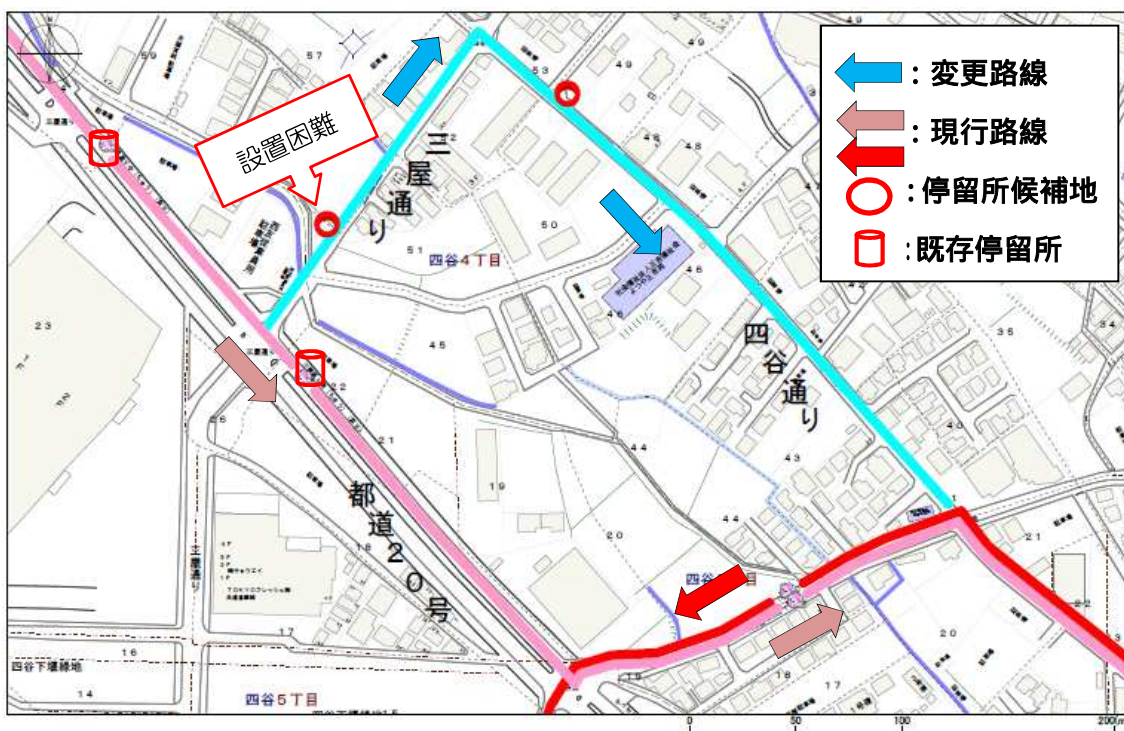
ア 上記箇所に停留所は設置せず、新設停留所5か所で調整する。

#### (3) 根拠

ア 北山町循環路線変更の趣旨は、武蔵台1丁目（上図中央付近）の交通不便地域の解消を図るものである。

イ 今回設置を見送る停留所周辺は、府中街道の既存路線バスの停留所から比較的近く、今回新設予定のちゅうバス停留所とあわせれば、当該地域の需要は十分満たせるものとする。

## 2 四谷六丁目ルート



### (1) 状況

ア 上図の「設置困難」停留所周辺は車両の出入口又は待機場所のない畑前であり、警視庁の指導を満たす効果的な設置位置がない。

### (2) 対応

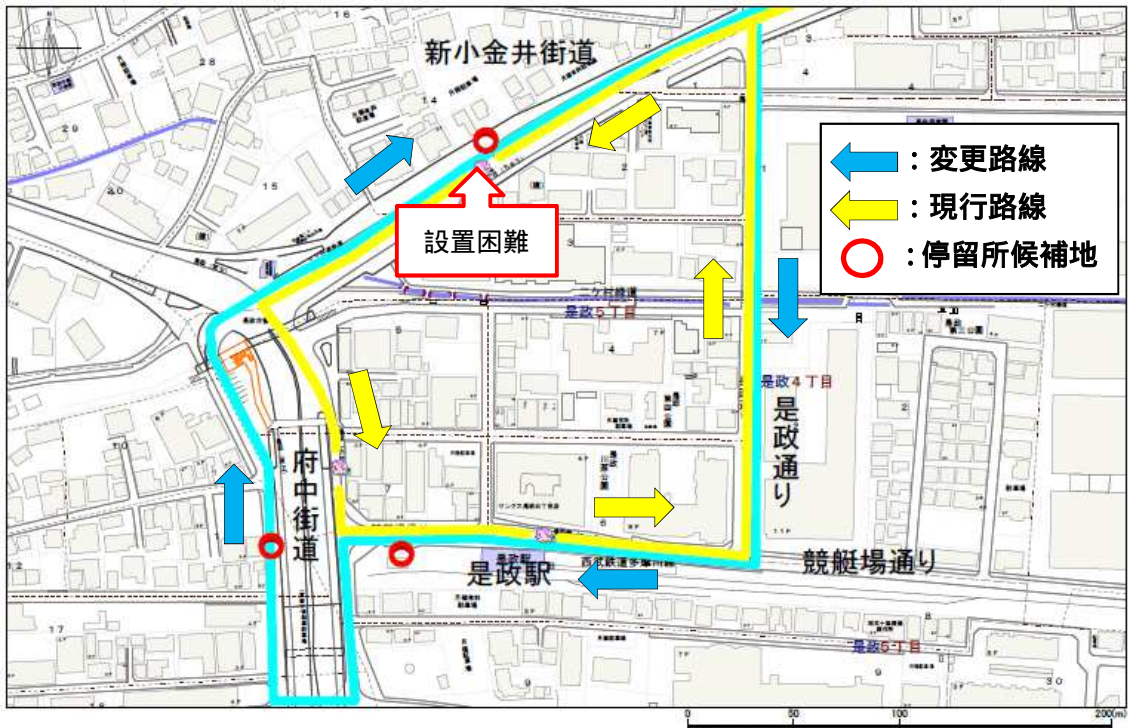
ア 上記箇所に停留所は設置せず、新設停留所1か所で調整する。

### (3) 根拠

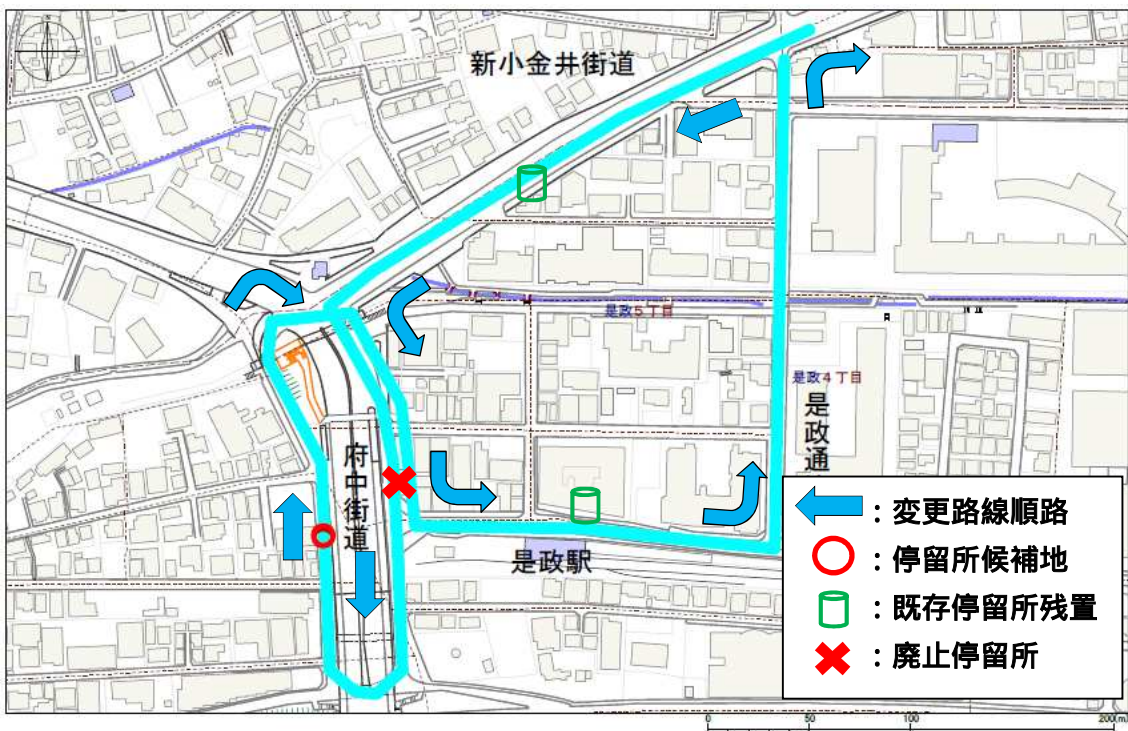
ア 四谷六丁目ルート路線変更の趣旨は、都道20号での路線バスとの重複解消を図るものである。

イ 路線変更によりちゅうバスが経由しなくなる区間の停留所についても、路線バス停留所として残るため、現状より利便性が下がるケースは限定的と考えられる。

### 3 是政循環 【現行案】



### 【修正案】 現行路線は省略



- (1) 状況
- ア 上図【現行案】の「設置困難」停留所周辺は車両の出入口が多く、警視庁の指導を満たすうえ、近隣住民の理解が得られる箇所がない。
- (2) 対応
- ア 上図【修正案】のとおり、現行と同じ回り方で府中街道西側を経由する案で調整する。
- イ 府中街道西側に停留所を新設したうえ、東側の停留所を廃止し、新小金井街道上及び是政駅前の既存停留所 2 か所はそのまま利用する。
- ウ 経路としては、矢印 で府中街道側道に入るまでは現行と同じ。
- エ 現行で左折する( の動き)ところを矢印 のとおり直進し、高架をくぐり府中街道西側を経由する。
- オ 府中街道に戻る交差点で矢印 のとおり右折し、再度府中街道側道に入る。
- カ 2 度目の府中街道側道で矢印 のとおり左折し、以降は現行と同じ。
- (3) 根拠
- ア 是政循環路線変更の趣旨は、府中街道西側を経由することである。
- イ 「設置困難」の停留所なしに現行案に変更すると、新小金井街道周辺の停留所がなくなり、既存停留所利用者の利便性が大きく低下するため、実施は難しい。
- ウ そのため、回り方を現行のままとしつつ、府中街道西側を経由する形で路線を延伸する。
- エ 既存の府中街道東側の停留所については、2 回通過することになり混乱を招きかねず、新設停留所との距離も近いことから、廃止する。当該停留所利用者は、既存停留所 2 か所又は新設停留所のいずれかを利用できることから、現状より利便性が下がるケースは限定的と考えられる。